第3回伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会

日 時:平成30年2月14日(水)9:59~11:52

場 所:中央合同庁舎5号館20階 共用第8会議室

○縄田建設安全対策室長 おはようございます。定刻となりましたので、第3回「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会」を開会いたします。

本日は、広部座長初め8名の委員の皆様の御出席をいただいております。山梨県の鷹野委員が御欠席となっておりますけれども、議事については委員長に一任するとの御連絡をいただいております。

また、林野庁からは山根林業労働対策室長始め、前回同様、オブザーバー参加いただいております。

私ども事務局の田中安全衛生部長と井上安全課長でございますけれども、ともに国会関係の業務が入っておりまして、田中部長については、本日は欠席となります。井上課長については、10時半過ぎには出席できると思っております。

議事に入る前に、本日の配付資料の確認をお願いいたします。本日の議事次第の次に、 資料、4点用意してございます。

資料1として「検討会開催要綱」、資料2として検討会「参集者名簿」。これらについては前回と同様のものでございます。資料3として「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書案概要」という一枚紙でございます。資料4として「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書(案)」ということで、本日の議論の中心になる資料でございます。

漏れ等はございませんでしょうか。

ないようでございましたら、以後の進行は広部座長にお願いしたいと思います。先生、 よろしくお願いいたします。

- ○広部座長 それでは、議題(1)伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書(案)について、事務局から御説明をお願いします。
- ○中野技術審査官 資料3と4となります。3のほうは資料4を要約したものとなっておりますので、資料4を中心に御説明をさせていただきたいと思います。

資料4、1枚めくっていただきますと目次となります。構成でございますが、まず、「は じめに」というところと「検討の経緯」がございまして、「伐木等作業をとりまく状況」、 「安全対策の提言」を記載してございます。

右のページのほうは関係資料でございます。本検討会の開催要綱、参集者名簿、災害発生状況、災害事例、安全関係の規定、各種教育のカリキュラムのイメージということでまとめております。記載しております災害発生状況等のデータにつきましては、第1回の検

討会でお出しした資料、この体裁を変えたものということでございます。一部、その後に整備した資料もございます。

教育カリキュラムでございますが、こちらはイメージというお断りをしておりまして、事務局としてこれでいこうという趣旨ではございませんで、これをたたき台としまして、検討会とは別の場で、委員の皆様の御意見もお伺いしながら、また関係業界の方々からも御意見をお伺いしながら詰めていきたいと考えておるものでございます。

1 枚めくっていただきますと、「第1 はじめに」となっております。林業を取り巻く 状況を簡潔に記載しつつ、伐木等作業の安全対策の必要性を記載しております。

「第2 検討の経緯」につきましては、事実確認、事実関係のとおりでございます。

次の2ページから、林業を取り巻く状況といたしまして、まずは死亡災害の発生状況、 他の産業との比較、起因物別、事故の型別といった統計を記載しております。(2)は死 傷災害の発生状況でございます。

次のページ、(3)でございますが、「災害発生頻度」としておりますけれども、度数率、強度率、年千人率のほかの産業との比較でございます。

ここまでは、死亡、死傷災害とも第1回の資料でお示ししたものでございます。

その次の(4)でございますけれども、林業以外の伐木の労働災害について言及しております。過去の死亡災害、2年分を再集計いたしますと、林業以外で伐木等作業の死亡者数が31人となっております。うち25人が建設業でございます。

第1回の私の説明の中で、建設で9人という数字を申し上げましたが、これは28年の1年分の統計でございまして、なおかつ、起因物が流木等に限ったものということで、機械的に集計したものでございます。今回御説明しております31人というのは、死亡災害の報告を一通りひっくり返しまして精査したものでございまして、起因物、立木に限らず、伐木等作業を行っていたと思われるものを拾い上げたものでございます。

死傷災害につきましては、発生状況、詳細がなかなかわかりませんので、機械的に起因物を立木等としているものを調べたものでございます。林業以外で900人という数字が出てまいりました。このうち386人が建設、201人が農業でございます。農業といいましても、この中に造園を含んでおります。こういったことでございまして、建設業、農業におきましては、伐木作業での労働災害が多く発生していることが読み取れるかと考えております。2が「林業をとりまく状況」でございます。林野庁さんでお出ししております分析をも

2が「林業をとりまく状況」でございます。林野庁さんでお出ししております分析をも とに、林業に取り巻く状況を触れてございます。

次の5ページになりますが、第4の安全対策ということで、こちらからが提言となります。

まず、1でございますが、基本的方向性をまとめているものでございます。林業、それから林業以外の産業で、伐木等作業の労働災害防止の取組を強化することが必要であるとしております。

続きまして、2が「チェーンソーによる伐木等作業における災害の防止」でございます。

(1) が伐倒でございます。

アでございますが、受け口をつくることとされている胸高直径を現行の40センチ以上から20センチ以上に範囲を拡大すべきとしております。これは労働安全衛生規則の改正となります。

続きましてイでございますが、受け口をつくることばかりが重視されているということの中で、つるを適切に残して、つるを効かせることを強く認識していただくために、安全衛生規則の中に、つるを残すことと、追い口を切るという言葉を書き込むことについての提言でございます。こちらも労働安全衛生規則の改正となります。

ウでございますが、伐倒時の樹高の 2 倍の範囲の立入禁止措置でございます。現行法令では、伐倒、造材などの際には、伐倒木などが転落するおそれのあるところの立入禁止措置がございます。下のほうに対して立入禁止になっているということでございますが、この立入禁止と併存するものとなります。また、伐倒困難木などを想定しまして、この条文では伐倒作業者という表現をしておりますけれども、伐倒作業に直接従事する者であれば、立入禁止区域措置の対象外となる書きぶりとしております。

続きまして(2)のかかり木でございます。

まずアでございますが、かかられている木の伐倒、浴びせ倒し、元玉切り、この3つを 禁止することとしております。これは労働安全性規則の改正となります。

それから、イでございますが、かかり木処理に従事しない者の立入禁止措置でございま す。これも労働安全衛生規則の改正となります。

それから、ウでございますが、かかり木を速やかに処理することと、やむを得ず放置する場合は、標識やロープを張るなどによりまして、かかり木があることを知らせる措置を 義務づけるものでございます。こちらも労働安全衛生規則の改正となります。

また、通達による措置になりますが、2人以上で行うべき危険なかかり木処理を1人で することのないよう、強く訴えることとしております。

続きまして「(3)調査及び記録」でございます。まず、伐木作業の場合でございますが、地形と、それから伐倒する流木の形状等を調査して記録することとしております。こちらも現行規定ございませんので、労働安全衛生規則の改正となります。

この調査でございますが、理想的には一本一本の木の状態を把握すべきということになろうかと思いますが、作業計画策定は当然に作業開始前でございますので、立木の状態がおおむね似通っているということを考えましても、エリアで把握すればいいのかなと考えております。

続いてイの造材の調査記録でございますが、地形と伐倒木の形状等を調査・記録することとしております。こちらも労働安全衛生規則の改正となります。

造材の作業計画でございますが、通常、伐木作業の直後に行われるということになりますので、造材の作業計画をつくるのは伐木作業を始める前に行うということになりますので、伐倒前の立木について、曲がりがないとか、偏心木でないとか、枝の張りぐあいなど

の点を調査・記録いただくということで考えております。こちらもエリアでの把握をすればいいということで考えております。

次に7ページのウでございますけれども、調査・記録の頻度、言いかえますと、一回の調査・記録の対象範囲についての記載でございます。調査・記録は作業計画に反映されるものでございますので、作業計画が実効あるものとして機能するような頻度で行われる必要があると考えております。詳細は作業計画の際に御説明いたします。

エでございますが、調査・記録の様式の整備を記載しております。これは作業計画に反映されるものでございますので、作業計画の様式の中に調査・記録で得られた情報を書き込むようにすればいいかなと考えております。

続いて「(4)作業計画」でございます。

まずアでございますが、伐木作業を行う際は、伐倒範囲、作業の方法、伐倒の順序、待避する場所の選定方法、かかり木処理の方法、労働者が伐倒木に激突される危険を防止するための措置、労働災害が発生した場合の応急の措置、傷病者の搬送の方法、これらを含む作業計画を作成することとしております。これも労働安全衛生規則の改正になります。

イは造材でございます。造材については、作業の方法、伐倒木等の転落または滑動を防止するための措置、労働災害が発生した場合の応急の措置、傷病者の搬送を含む作業、これらを含む作業計画を作成するということにしております。こちらも労働安全衛生規則の改正となります。

ウでございますが、作業計画の労働者への周知義務でございます。これは作業計画の規 定がある場合にはセットで設けられている事項でございます。

次いでエでございますが、車両系木材伐出機械の作業計画など関連する作業がある場合には、それらと作業計画を一体のものとしてつくることを明示的に認める趣旨でございます。これは労働安全衛生規則改正時の施行通達で記載することになろうかと思います。

次いでオ、作業計画の作成の単位でございます。作業計画が実効あるものとして機能するような単位としておりますけれども、具体的に申し上げますと、まずは契約ごとに考えていただくのが第一かと考えています。その上で、範囲が広い場合などには、林分毎などの区画に区切るということでよいとしております。これも基本的な考え方として施行通達に記載する方向で考えております。

次いでカでございますが、調査・記録でも触れましたが、作業計画は一本一本の木に対してつくる必要はないと考えております。適切に区分したエリアごとに包括的に記載すればよいということでございます。これも施行通達に記載するということになります。林業の現場はおおむね立木の状況は似通っていると考えておりますので、こういった考え方で合理性があるものと思っております。一方で、造園なんかで伐倒する場合には、これは一本一本の木に着目して作業計画を作成するのが実態として合っているのかなと考えます。

キでございますが、作業計画の標準様式の作成をすることとしているものでございます。 作成につきましては林災防さんにお願いしたいと考えておりますが、車両系木材伐出機械 を備えているような中規模以上の林業事業体と数人で行うような零細の林業事業体では、 契約する伐木の作業量も計画作成能力も大きく違うと考えておりますので、いずれも法定 の事項は満たしていただく必要がございますけれども、零細向けの様式と中規模以上向け の様式の2種類ぐらいあることが望ましいのかなと思っております。そういったことはち ょっと今後相談していきたいと考えております。

(5)が「作業指揮者」でございます。これも作業計画を定める場合にはよくあるスキームでございます。ほかの例では作業指揮者の要件というものは定められておりませんで、こちらの伐木、造材の作業指揮者につきましても、報告書の中では十分な知識・経験を有するということだけの記載にとどめております。

次いで、「(6)下肢の防護」でございます。防護ズボン、チャップスの着用を求める ものでございます。こちらも労働安全衛生規則の改正となります。また、防護衣の要件に ついてもあわせて整理をするということで考えています。これは通達で記載することにな ります。

次のページ、(7)でございますが、危険性、有害性等の調査等となっておりますが、 リスクアセスメントのことでございます。これまでの中で特にリスクアセスメントの御指 摘はございませんでしたけれども、作業計画などをすることによりまして、リスクアセス メントの充実にもつながるといった二次的な影響で言及いただいております。そういうこ ともございますので、そのものズバリ、リスクアセスメントについて記載しようというこ とで書かせていただいております。

伐木等作業に関しましては以上でございます。

次いで「教育の充実」でございます。 (1) ですが、「特別教育の充実」を掲げております。一般論のようなものでございますけれども、まず掲げているものでございます。今回、報告書に記載しております措置を実施しますと、労働安全衛生規則の改正が相当出てまいりますが、そのあたりで記載している項目を特別教育の中に追加するということと、あとは時間的にも長くとりまして、しっかりした教育ができるようにしようと考えております。

(2) でございますが、現在、特別教育、伐木関係では8号と8号の2という2つに分かれておりますけれども、現在の伐木がほとんどチェーンソーで行われているという実態で考えますと、あえて分けておく必要もございませんので、統合するということで考えております。

統合した新8号の特別教育でございますが、整理の上では新しいものということになりますので、今現在、8号、8号の2をとっている方でも、改めて受け直していただくということがごく基本的な考え方になろうかと思います。

ただ、実際に8号と8号の2を今持っている方からしますと、相当部分が免除になるということで考えております。

36ページをちょっとごらんいただきたいのですが、統合後の特別教育のカリキュラムの

イメージということでまとめたものでございます。全体の時間が18時間ということでございます。免除につきましては、めくっていただいて38ページをごらんいただければと思いますが、ウのところ、現在の8号と8号の2の両方とも修了している方々につきましては相当部分免除される形になりまして、今回追加するような2時間半程度の講習を、教育を受けていただければいいのかなということで考えております。

こういったことはあくまでイメージでございまして、この検討会でこういう結論になったという理解ではなくて、引き続き御相談しながら詰めていきたいと考えております。

このほか、特別教育に限らず、十分な能力があると認められるような資格を持っておられる方々には、不要な教育を受ける必要がないように、重複して特別教育を受ける必要がないように、資格を明示して、免除できるように書いていきたいと考えております。

(3) でございますが、作業指揮者の教育でございます。こちらもカリキュラムの整備を考えております。法令上、作業指揮者、要件はございませんけれども、作業指揮者の職務内容を踏まえまして、受けていただくべき教育をまとめようというものでございます。

それから、(4)が再教育でございます。これも制度改正に合わせましてカリキュラムの充実を図るということで考えております。

また、チェーンソーの作業者全ての方に改めて再教育を受けていただくようなキャンペーンの実施についても考えております。

この再教育でございますが、丸1日ぐらいの教育になりますので、これを受けていただいた場合は、新しい、統合後の特別教育の不足分については充足したことになるのかなということで考えております。

続きまして、4でございます。「厚生労働省による体系的な取組」ということで記載しております。時々、厚生労働省でつくっておるのですけれども、総合対策という形で、厚生労働省がやるべきことを一通りパッケージにまとめた対策を提示することがございます。 伐木に関してもこういった総合対策を作成しようということで考えております。これは一通りの制度改正が終わってから取り組むことになろうかと思いますので、時期的には少しおくれる見込みでございます。

総合対策の中身でございますが、事業者への指導、それから説明会、パトロール、林野 庁さん、自治体さん、業界団体さん、災防団体と連携して実施する事項などを記載してい くということで考えております。

続きまして、5の「その他」でございますが、(1)が車両系の木材伐出機械等の作業計画でございます。伐木の作業計画につきましては、労働災害が発生した場合の応急の措置と傷病者の搬送の方法を記載することとしておりますが、車両系の木材伐出機械、林業架線、簡易林業架線につきましても、救命という観点では同じような状況かと思いますので、この機会に並びをとりまして、これらの作業計画についてもこういった項目をつけ加えるべきかと考えておるものでございます。こちらも労働安全衛生規則の改正となります。

(2) でございますが、「修羅、木馬運材及び雪そり運材に係る規定の廃止」でござい

ます。ほぼ使用されていないということで聞いておりますし、労働災害が発生しているという情報も私ども把握しておりませんので、これまでの議論のとおり、廃止の方向で考えているものでございます。こちらも、当然、労働安全衛生規則の改正となります。

(3)は「関係通達の整備」としておりますけれども、今回、労働安全衛生規則の改正を行いますと、既存の伐木のガイドライン、かかり木処理のガイドライン、緊急連絡のガイドラインにも影響が生じますので、その整理をするものでございます。

それから、(4)は労働安全衛生法に基づく再発防止講習を活性化させて活用していき たいというものでございます。

最後、(5)は関係省庁等との連携などについて記載してございます。林野庁初め関係省庁との連携、林業普及指導員の連携の強化ということを考えております。また、国有林、県有林等につきまして、安全衛生経費の計上、作業時間の確保といった配慮を要請するでありますとか、民有林につきましても、団体を通じた要請を行うということで考えております。

また、市町村の窓口に民有林の伐採の届け出がなされるケースがございますので、その 機会を捉えまして、市町村からパンフレットを渡していただくようなことも考えておりま す。そういったお願いも市町村に対して行うことを考えております。

それから、業界団体等に属さない林業事業体への働きかけでございますが、これは当然 行政としてやらなければいけないことですので、周知・指導をしっかりと図っていきたい と思います。

今回の報告書を受けて制度改正を行いますと、特別教育、そのほか、多数の項目がございますので、そういった観点からもしっかりと対応していく必要があると考えております。

それから最後に、林業以外の業種でございますが、これも業界団体等を通じまして働きかけを強めていくとともに、個々の事業者に対しても措置の徹底をお願いしていきたいと考えております。主には建設と造園が対象になるかと考えております。

11ページ以降は関係資料ということになります。11ページがこの検討会の開催要綱、12ページが参集者の名簿、13ページ以降が災害発生状況。

災害発生状況の20ページでございますが、こちらが林業以外の伐木等作業での労働災害の発生状況でございます。一番上の図4-1でございますけれども、林業で言いますと、2年分で伐木等作業と見られるもので51人亡くなっておられるという状況です。それに対しまして、同じ期間、建設業で25人。農業は、全部が全部造園ではないですけれども、3名亡くなっておられる。

真ん中、図4-2をごらんいただきますと、伐木等作業の起因物別で見たものでございます。やはり圧倒的に立木等が多い。一番下が事故の型別でございます。「激突され」が多い。これも林業とおおむね似たような傾向となっております。

次の21ページでございますが、こちらは休業4日以上の死傷災害で見たものでございま す。起因物が立木となっているもので集計しますと、上のグラフは業種別に分けたもので すが、林業で1,191人ということになりますけれども、同じ期間で、建設業では386人、農業では201人、ほかの業種でも、100人には至りませんけれども、休業災害が発生しているという状況でございます。

真ん中のグラフはチェーンソーを起因物とする休業4日以上でございますが、こちらも 林業の548人に対しまして、建設業で227人、農業で72人、以下、20人前後ということにな っておりまして、やはり建設業と農業といいますか、造園に関しては働きかけをしっかり としていく必要があると考えています。

また、下の5の表でございますが、こちらは死亡災害、過去十数年分ぐらいを分析したものでございます。第2回の際に林災防さんからいただいた資料を少し体裁を変えたものでございますが、細い点線でつながっておりますのが伐木作業の死亡災害、胸高直径ごとにまとめたものを累計していったものでございます。胸高直径が大きくなるにつれて、占有率といいますか、割合が高まっていくということになります。大体20センチを超えるあたりから急激にふえているということで、このあたりで伐木作業の潜在的なリスクというのが高まるのかなと思っております。

斜め切りに関しては、斜め切りだったかどうかというデータがなかなかとれないので、このカクカクっとした線になっておりますけれども、20センチぐらいで線を引くのが妥当かなということで考えております。また、26センチのところで死亡災害、斜め切りで発生したという事例もございますので、線を引くのであれば、20センチぐらいというのが妥当なところかなと思っておるところでございます。

次いで22ページからは労働災害事例ということでまとめたものでございます。これも体 裁を変えておりますが、第1回の資料と同じでございます。

30ページから伐木等安全に関する規定ということで、現行の伐木関係の労働安全衛生規則を抜き書きしたものでございます。

36ページ以降が各種の教育のカリキュラム、イメージでまとめたものでございます。こちらをたたき台にしまして、委員の皆様の御意見もお伺いしながら成案にしていきたいと考えているものでございます。

ちょっと長くなりましたが、御説明は以上でございます。

○広部座長 ありがとうございました。

それでは、今回の検討会報告書(案)ということで、およそ第2回の議論をほぼ取り入れられていると考えますが、委員の方々にお気づきの点がありましたら御発言をお願いいたします。

○大屋委員 伐木等の作業における安全のあり方については、森林組合系統も全力で取り組んでいきたいと考えております。ただ、災害防止の対策に当たっては、森林所有者とか林業者の理解を得て実現していくというのが必要であると思っております。林業の現場は各地域でそれぞれ条件が異なっている場所で施業を行っているので、各地域で取り組めるような段階を踏みながら対策を御検討いただきたいということでお願いしたいと思ってお

ります。

○中野技術審査官 発注者に関しては法的な義務はないわけですけれども、発注条件どうなっているかというところは安全の確保に直接かかわってくるところですので、いろいろなチャンネルを使って働きかけて、また御理解をいただきたいと、いただけるように取り組んでいきたいと思っております。

○大屋委員 制度の周知は、所有者にも必要で、制度が変わると作業も変わるので、周知をお願いします。私は、「緑の雇用」の担当をやっておりますが、日々、大小の災害にかかわらず、災害報告が上がってきております。報告を見ると、今回の改正みたいなものの規制をかけてやっていくというのは必要だという認識は持っています。ただ、現場の側からすると、今回いろいろ資料3のほうにも御提案されておりますが、省令で変えていくというようになった場合には、これまでやっていたような作業がいきなりできなくなったり、あと、もしそういう違反をした場合に、作業を現場でちゅうちょしてしまうような雰囲気も出たり、現行の体制の改善を求められるようなことがあって、現場としては混乱していくのではないのかなとちょっと危惧しております。

今回の改正、いい改正であったとしても、制度が浸透していかなければいけないというのがやはり基本だと思いますので、例えばですが、告知とか、通達とかガイドラインということで、一回その制度を浸透させて強化したような形にしておいて、省令というような形のステップアップというか、レベルを上げていただくような御検討をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○広部座長 今の大屋委員の意見は、ある程度規制の強化が必要であると。ただ、現場の 混乱をなるべく最小限にするためにということですね。具体的には、今、ガイドラインで 定められているものについては既にもう皆さん承知されていることなので、それ以外のこ とについてということですね。

- ○大屋委員 そうですね。
- ○縄田建設安全対策室長 委員おっしゃった制度の周知というのは私どもも非常に大事だと思っておりまして、わかりやすいリーフレットをつくって丁寧に説明してまいりたいと思っていますし、あと現場で混乱が起きないようにという御意見もございました。これも、私ども、同感でございまして、省令にすべきものの施行時期も、ものによって少し猶予期間を設ける。特に教育なんかは、少しインフラ整備といいますか、テキストの開発ですとか、講師の養成ですとか、いろんな関係することがございますので、そういったものについては若干猶予するとかそういう形で、現場で混乱が起きないように施行してまいりたいと考えております。
- ○広部座長 ありがとうございました。ほかに。
- ○川端委員 私も、今の大屋委員の御意見と似ているとは思いますけれども、まず、2回目でもお話ししましたけれども、具体的にいくと、伐倒の受け口20センチ以上というところの、40センチを20センチに変えるといったところ、これが最後、先ほどの径級別死亡災

害のところのお話を引用して、あとは事例があるよということだとは思いますけれども、それで省令改正する根拠となり得るのかなと。冒頭、数字を変えていくのであれば、それなりの科学的な根拠が必要だと、こういう委員会の中でもお話があったと思いますので、それがクリアーされているのかなと思います。ここに書いてあるとおり、受け口に起因する災害でなくても、20センチでのいわゆる起因する死亡災害が多いということはもちろん十分わかっているので、そこは気をつけていかなければいけないと、これを周知していかなければいけないということはわかるのですけれども、省令改正につながるのかなということを、相変わらず、第2回目から思っております。例えば、今ありましたけれども、もし根拠がないのであれば、そういったガイドラインなんかで対応していくということも1つあるのかなと思っているところです。

あともう一つ、調査及び記録、作業計画でございますけれども、車両系の伐木機械であるのですが、これも委員会で申し上げましたけれども、伐木系、車両系の話と伐木というのはちょっと作業の状況が違って、それが定着できるのかなというのがちょっと疑問です。もう一点は、車両系のところで調査・記録、それから作業計画の定着状況が実際どうなのかというのがちょっと気になっていて、既に車両系のところであるからこちらのほうでもということ。これは実際に定着状況はどうなっているのかというところが気になっております。

事業者の立場でいくとかなり手間になるのかなあと思っておりまして、どの程度の濃度で、最初に提示された案よりもかなりいろいろと柔軟に読めるような形になっていることは評価いたしますけれども、ただ、何が、どういったものが一番定着していいのかということはやはりしっかりと追いながら、実証しながら定着を図っていくというのが一番いいのではないかなと思っております。

車両系の場合は、どちらかというと、いわゆる線形のところの選択をするときに、どうしてもそれは当然必要となってくるとは思っておりますけれども、伐木の場合、非常に広い面で、どこまでそういったものができるのかと。エリア単位でということですけれども、それがどこまで定着できるのか。そういった意味からしても、調査・記録、作業計画の内容を、これから標準例をつくっていくということですけれども、もう少しガイドラインなり通達等で奨励をしながら進めて、その一番いい形といいますか、そういったものを求めながら、省令については考えていくべきではないかと思っております。これは車両系のほうの定着状況とも少し関連してくるのかもしれませんけれども、なお難しいのではないかなとちょっと思っています。

こういうお話をこの調査・記録、作業計画でするのも、今申し上げましたように、事業者にしてみれば、実際に受注して、そこから作業にとりかかる、それで都度やっていく、これは非常に安全に対しては大事なことという認識は持っておりますけれども、現実的には手間になってくる。

今、非常に生産性の向上だとか、安全は何よりも優先するという認識は持っております

けれども、一方で、発注者側には生産性の向上を求められる。それから、伐採した材を販売していくというような事例のときには、なかなか製品の材価が上がっていかないと材木の単価が上がっていかない。そういう中で、伐木事業者というのが、今、林業、川上、川中、川下の中で一番きつい状況にあるのは事実です。要は、川下からは価格を抑えられ、川上からは還元を求められる。その中で、行政側も、林野庁側も、とにかく素材生産事業者、伐木事業者には低コスト化をやってくれという動きが今非常に強くなっております。

そういう中で、規則のところでそういったことがかなり負担になってくるということも少し見きわめていかなければいけないのではないかと考えておりまして、私は、規則ではなくて、ガイドラインなりそういった通達で、告示ですか、そういったところで定着を図っていくことがいいのではないかなと思っております。これも2回目に発言して、今の伐木の実態ではその作業計画の定着というのがどうなのかなというお話をしたと思いますけれども、そこも同じ考え方でございます。

とりあえず、伐木事業に関連しては、この2つは、その後の話はまた議論があるかと思いますけれども、前段に伐木作業に係る災害の防止の項については意見を申し上げたいと思います。

○中野技術審査官 まず胸高直径のところでございますけれども、現行40センチということになっておりますが、40センチ以下の胸高直径での死亡災害もかなり多く発生しているという状況の中で、そこの安全性をどうやって高めていくかということが大きな課題だろうと思っております。斜め切りが全てということではないのですけれども、斜め切りもやはり行われている中で、受け口をちゃんとつくっていただく、その胸高直径をより小さいものまで求めていくという措置は必要なのかなと思っておりまして、逆にやらないということに対する説明も、それはそれで難しいのかなという思いもございます。

20センチがいいのか何センチがいいのかというのは議論としてはあるところでございますけれども、死亡災害の発生状況を見る限りは、20センチぐらいで死亡災害の発生する割合も高まっているようなところもございますし、現実問題として26センチの斜め切りで死亡災害が発生しているということもあるので、規制する立場から言えば、20センチぐらいが妥当なのかなと考えているところです。現場の方々にはそういったことが理解いただけるように、丁寧な説明をしていきたいと思っております。

それから、作業計画でございますけれども、車両系木材伐出機械の作業計画の普及状況といいますか、法違反の状況、履行確保の状況ということでございますが、全数は調べられないのですけれども、ちょっとサンプルをとって調べてみましたところ、私どもが監督に行った際に作業計画に関する条文で是正を求めておりますのは10%弱ぐらいだったです。サンプル数をふやせばもう少し動くかもしれませんけれども、10%程度だったということでございます。

この中には車両系の機械を使ってないところもありますので、そもそも法違反になる可能性がないというところもございます。ですので、90%が遵守しているということではな

いですけれども、そこそこの割合で作成されているのではないかなと思います。また、車両系の木材伐出機械で言いますと、死亡災害が毎年5人程度発生しておりますけれども、作業計画の関係で司法処分を行った例というのが、過去3年4年ぐらい見ても今のところないようでして、仮に死亡災害が発生して、車両系木材伐出機械を使っていて、そこで作業計画がつくられていないということになれば、通常、私どもの普通の判断では、司法処分について念頭に置いて考えるということになります。それが全くないというのは、やはり何らかの作業計画がつくられているのかなと。

法令上求めている作業計画というのはそんなに大きな項目を求めているわけではございませんので、そういう意味でも、車両系の木材伐出機械で言いますと3つぐらいでして、使用する車両系木材伐出機械の種類と能力、運行経路、作業の方法、場所、この程度ですね。一定規模の契約であればこういったことは当然に文書化されているのかなと思います。そういう意味では、確たる根拠があるわけではないですけれども、一概に普及してないとも言えないのではないかなという認識でございます。

ガイドラインとすることにつきましては、最終的に検討会で委員の皆様方にどう御判断いただくかということでございますが、事務局としましては、とりあえず書かせていただいたというところです。調査・記録につきましては、伐木に関しては、地形と、それから伐倒する木の形状等、造材では地形と伐倒木の形状ということで、義務づける範囲は最小限に絞り込んだ案と今させていただいております。

作業計画と示す事項につきましては、伐木では、数はありますけれども、伐倒範囲と作業の方法と伐倒の順序、待避場所の選定方法、かかり木処理の方法、激突される危険を防止するための措置と、あと応急措置、搬送の方法としております。造材については作業方法と伐倒木等の転落滑動防止の措置、応急措置と傷病者の搬送の方法等ということで、かなり絞り込んだ形になっております。

こういったものを含んだ計画が簡単につくれるように、作業計画のひな型といいますか、標準様式をつくることも念頭には置いておりますし、様式はあっても手書きで書き込むというのではなくて、選択式で丸をつけていくというような形で、可能な限り手間を省けるようにできるのかなと。文字で書くところは、現場変わってもやることは、例えばかかり木の処理なんていうのはどこであっても、余程特殊な現場でない限りはやることは同じですので、使い回しが効くのかなとも思いますし、そういうことをとれば履行の確保というのはできるのではないかと思いますけれども、ここは委員の皆様方の御意見を賜りたいところでございます。

○川端委員 今、御説明ありましたけれども、必要性については理解しているつもりですし、受け口20センチ以上ということを、そういった災害事例があって非常に怖いものだということは十分理解しているつもりですけれども、申し上げているのは、その根拠となり得るのかということで、ただ、そこは大事なことなので、通達のガイドラインとかそういったことにできないのかという話をしたつもりですし、調査及び記録も、今、絞り込んだ

からこれぐらいはできるだろうというようなことではありますけれども、お話の中にあったそういった把握といったものがなかなかされてないということですので、そういう内容を、労働安全と災害の防止につながるようなところはどこなのかということをもう少し定着させながら進めたらいかがかということでガイドラインということでございますので、決してこの内容をだめだと言っていることでは私としてはないのですけれども、省令まで持っていくことではなくて、ガイドラインでよりよいものを、定着を図りながら、しっかり現地を把握しながらいいものをつくっていったほうがいいのではないかと意見を申し上げたつもりでございます。

〇中野技術審査官 伐木に関しては、今、ガイドラインが既にございまして、20センチ以上という数字は書き込んでないですけれども、受け口をつくるのが原則だというスタンスにしています。それを法令上記載して、格上げするかというような議論なのかなと。20センチ以上の伐木に関しても、受け口をつくるということで指導してきた実績もございますし、法令上、根拠が十分でないということにはならないのかなと思っております。作業計画に関しましては、ほかの委員の皆様方の御意見も賜ることができればと思います。

○広部座長 そうしましたら、今の点について、ほかの委員の方々、どうですか。

○上村委員 胸高直径20センチ以上で災害が多いというのはデータから出ているわけですけれども、確かにそれで受け口をつくったらどれだけ減らせるのかというのはまだ十分検証はされてないのかなと思っています。ですので、これのパブリックコメントをされるということですから、そのあたりでしっかり現場の意見を吸い上げるということをお願いしたいと思います。省令というのはかなり重いものですし、どの胸高直径に決めたとしても、やはり科学的な根拠を得るのは余程でないと難しい話なので、現場の意見を聞いていただければと思います。

関連して、立ち入り禁止についてですが、これは技術指導や研修は除くというのを明示 していただかないと、結構いろんなところで困っているようです。

それから、かかり木について、かかり木の状態というのは千差万別でして、これを案の文言で省令に書かれてしまうと実際の作業が進みにくい面もあるのかなと考えています。もちろん、この禁止事項が全て危険であって災害が多いということは承知していますけれども、省令に書く場合は、かかり木に注視(常に注意を払うという意味)できないような状態で接近してはならないとか、具体的な、かかられている木の伐倒とか、浴びせ倒しだとか、元玉切りの禁止というこの文言を使うのではなくて、かかり木に常に注意を払えるような状態でなければ危険範囲に入ってはいけないとか、包括的な文言はいかがかと考えております。

次に下肢の防護についてです。防護ズボン、チャップスの要件について整理ということがありますが、今のところ、国内で正しい検査ができていない状態なので、これは海外の 規格をそのまま使うのか使わないのかというあたりはぜひ御議論いただければと思います。 私からは、ちょっとばらばらになりましたけれども、以上です。 〇中野技術審査官 まず、20センチにつきましては、検討会の結論として20センチ以上となった場合の話ですけれども、パブコメも含めて、パブコメとは別に、主だった業界団体の皆さんにはちょっとお声がけして個別に御意見をお伺いしようと思っていまして、そういった形で進めていきたいと思っております。

かかり木、立入禁止の関係でございますけれども、指導でありますとか研修のような措置は除くということに関しては施行通達に書けると思いますので、そちらで対応したいと思っております。

あと、かかり木の処理、接近してはならないと書くのではなくて、かかり木に注意を払わない状態で危険範囲に入らないというのは、法令上、ちょっと書きにくいなというところでして、何かいい御提案があればいただきたいところです。

○縄田建設安全対策室長 ちょっと補足させていただいていいですか。

かかり木の禁止事項は、先生おっしゃったとおり、今、3つ例が掲げられて、伐倒、浴びせ倒し、元玉切りですね。これを禁止とすると、現場にとっては非常に重い措置になります。ただ、前の2つ、木の伐倒と浴びせ倒しは明らかに危険な作業、やり方で、これは本当に禁止してしかるべきかなと。ただ、元玉切りについてはちょっと議論があるのではないかと思っていまして、実は岐阜県のある林業者からもちょっとお手紙をいただきまして、元玉切りというのは現場で大変一般的に行われていると、きちっとやれば元玉切りが有効なのだという御意見もいただきましたし、また、元玉切りで死亡したという事例は、今のところ把握できていない。

- ○中野技術審査官 いや、数は少ないですけれども、あります。
- ○縄田建設安全対策室長 先生がおっしゃったように、どういう書き方だったらできるのかあれですけれども、この辺は、3つのやり方をばさっと禁止するというよりは、前の2つは禁止して、元玉切りについては少し柔軟性を加えた書き方ができないのかどうか、ちょっと検討できるのかなあということを感じています。

それからもう一つ、チャップスの話がございましたけれども、保護ズボン、チェーンソー用の保護衣については、EN規格もありますが、JISも同じものがございます。それで、先生おっしゃるとおり、残念ながら、そのJISを認証してくれる機関が国内にございませんで、ちょっとメーカーの方とお話ししたのですが、あるメーカーさんは、ENの認証をとるために製品を海外に出して、海外で認証をとって、国内でEN規格として販売していると。また別の業者さんは、社内でJISの規格に沿って社内試験をして、それに合格すればJIS準拠品という形で販売しておられるというのが実態のようでございます。

そのメーカーさんには、JISの認証機関が国内でできないものかどうか、ちょっと御検討願えませんかというお願いをしてございまして、ちょっと考えてみたいという御返事もいただいております。ですから、今直ちにこういった認証が普及できるという状況ではございませんけれども、ほかの労働安全衛生法に基づくいろいろ保護具というのがございまして、例えば手袋なんかもいろいろ、振動の手袋もそうですが、あと切創防止の手袋、義務

化されている手袋についても、実はJISの規格はあるけれども認証する仕組みがないという、ほかの防護具も結構ございまして、そういう状態でも、一定、規制の意味といいますか、そういう認証は必ずしもないけれども、一定の災害防止の役割を担っている部分ございます。今回の防護具についても、当面、認証機関ないですけれども、規制をするということで、いいものがだんだん現場で使われていくようになるのかなと考えております。

- ○佐藤委員 かかり木にかかわってだけ。
- ○広部座長 どうぞ。
- ○佐藤委員 元玉切りでも、1件でも災害が起きているのであれば、大きいとか小さいでなくて、労働者からすると、それに対する対応はしていただきたいと思っていますので、2回目の検討会で市原さんから出ているレポートを見ると、かかられている木の伐倒がひどいわけですから、それで、「等」でくくるというのが妥当ではないかなと思っています。○縄田建設安全対策室長 私も、基本的には元玉切りを一律禁止できるのであれば、先生方の意見がそれで一致するのだったらしていただければと思っております。それが一番簡単なのです。一方で、元玉切りについては、余りにも広く使われているので、ここで一斉にぱっと禁止することの、まさに現場での混乱ということを考えると、どういう条件がそろった場合に元玉ができるとかいう、何かそういうことが言えれば、そういう形で、一定の範囲で元玉切りを残すこともできるのではないかと考えているのですが、私も、その辺、現場の実態に詳しくないものですから、どういう条件であれば元玉切りをいいのだという、ちょっと突っ込んだ議論をしていただければと思っております。
- ○広部座長 幾つかの論点に拡散していますが、今のかかり木の処理の禁止事項について、 まず皆さんの御意見をいただきたいと思います。
- ○市原委員 2回目の会議のときに申し上げたのですけれども、要は、かかり木となった 伐倒木の下で処理作業または段取り中というのが非常に多く気になっております。かから れている木の伐倒の次に多いのですね。これを、省令はでは無理としても、是非ガイドラ インあたりに対策を明記していただきたい。
- 〇片平委員 まさに前のかかり木のガイドラインのときに、それを載せるか載せないかということだったのです。で、かかり木処理に対するガイドラインなものだから、載せなくてもいいということになったのですけれども、ヨーロッパのテキストなんか見るとそれが一番なのですね。今、委員の言われた。やはりそこのところでの事故というのはかなり多い。それからまた、日をあけての事故が結構多いというようなことですね。ですから、今度、かかり木処理とは違ってくるかもしれないけれども、それは入れていただきたいというのがありますね。

それから、まさに元玉切りも、自分のところへも、いいにしてくれやとか、かなり来ているのですね。それから、ヨーロッパのテキストなんか見ると、こういう方法でやりなさいなんていうのも出てきている。今言われたとおり、どれぐらいの技術があればやってもいいとか、そういうわけにもいかないし、ここのところは、禁止なら禁止、あるいは書か

ないでおくか。書かないでおけば、やっていいんだなということになってしまうのかなと。 そういうちょっと悩ましいところですね。

確かに非常にやっている方々は多いし、うまくやっている方もいるし、これは危険だな あというのと両方ある。そこら辺を、今、禁止なものですから教えないということにして しまっていますけれども、現場では、かなり技術が上がってきている連中は、つるを残し て、ちゃんとやっているというのが現状ですね。

それからもう一つは、今度まとめるに当たって、1が伐倒、2がかかり木処理ですね。 それで3番目に、具体的な例なので、チャップスなり防護着が来たほうがいいのかな。並 びとして。それから、調査とか計画とか作業指揮者、あるいはリスクアセスメントに移行 していったほうが並びがいいのかなという気がしています。

それから、調査と記録、計画、ここのところが、事故を減らすためにこれが機能してもらわないと困る。作業している人というのは、どういう動き、どういう計画になっているというのをわかってくださいよという、それに基づいて作業してくださいだと思うのですね。ところが、こうやっていくと、この計画や調査をするほうへウエートがどんどん上がってしまっていて、業者とすると、そこら辺の負担がかなり上がってくるのではないか。また、それに携わる方々の資格とかそういうのが出てくるのかなと。もうちょっとここら辺が整理できないかなあということですね。

あと、作業指揮者、これは、今、造林作業指揮者はあるのでしたか。

- ○中野技術審査官 通達のレベルであったと思います。
- 〇片平委員 やはりここら辺を、うまくと言うとおかしいですけれども、レベルアップというか。それから、「緑の雇用」のほうで、指導者か、あそこら辺とうまく合わせないと、あれもとらなきゃこれもとらなきゃと、そのようになりがちかなあと、もっとすっきりさせたいなという気がします。事務的なのが非常に多くなると現場からどんどん離れてしまう。せっかく現場の安全をというのが離れてしまうかなという感じはしております。
- ○広部座長 ほかによろしいですか。
- ○佐藤委員 ちょっと全体的に。
- (1)の伐倒方法で20センチ以上ということになっていますけれども、いずれにしろ、20センチ未満の立木でも災害発生しているということはありますので、特に20センチ未満で樹高が高い立木は逆にかかり木になりやすいと思っていますので、いずれここに載せるかどうかは別としても、教育のカリキュラムなので、20センチ未満の立木に関しての対策を図っていただきたいと思います。

防護衣の義務づけにかかわっては、それの普及に向けた対策も必要だと思いますので、 載せるかどうか別として、ここはお願いしたいと思います。

リスクアセスメントに関しては、中野さんのほうから言及ないということだったのですけれども、1回目で、私、リスクアセスメントをすると言っているので、これを載せていただいたことはありがたいと思っていますけれども、リスクアセスメントでも、作業計画

も、これはやはり実効性がないとだめだなと、今皆さんの話を聞いていて思っているところですし、いずれにしても、未然防止を図るために必要だというところの対策として、やはり実効性のあるものをやっていただきたいと思います。

教育の充実のところで、1回目、2回目で議論していて、技能講習についてなかったというところでは、やる、やらないということでこれがつくられているという実情はわかるのですけれども、(1)のまた書きでもし取り入れていただけるのであれば、労働災害の一層の減少を図るために林業労働者の能力向上が必要なので、技能講習等への位置づけに向けた検討をすべきではないかというような文言を載せられないかということで、ここもお話をしていきたいと思います。

9ページの4の厚労省の体系的な取組というところで、「林業現場のパトロール」というこの文言の中に、臨検監督なんかが含まれるかどうか教えてください。

10ページの(5)のところで、厚労省として説明会等を開催して周知していくということを記載していますけれども、一方で、災害が多発している地域が一部あるというところに対しての、やはりてこ入れというか、強化も必要かなと思っていて、林災防でいう多発警報が発令されている地域において、例えばこの説明会ということが合うのか、会議なんかを開いて事業主も含めて労働安全に対してどうやっていくのだというようなものも必要だと思っていますので、この説明会の後ろに「等」などを入れて、いろんな対策をしていくという意味で、できないかということです。この中で事業主に対して周知なり指導をした中から、事業者から労働者へきっちり周知されるように、そこはお願いしたいと思います。

全体として、厚生労働省として、やはり主体的に対策を図っていただきたいということ を言っておきたいと思います。

以上です。

- ○広部座長 ありがとうございました。どうぞ。
- ○中野技術審査官 技能講習ですけれども、技能講習という名前ではありますけれども、 技能を向上させるための講習ではないので、ちょっと書きづらいかなというのが正直なと ころでございます。

それと、体系的な取組のパトロールの関係ですけれども、パトロールの前の指導というのがあります。事業者への指導。これは集団でやるのもあれば個別でやるのもありますし、その中に臨検監督は含まれるという理解でいます。

あと、説明会等ということで書いてはおりますけれども、「等」の中には、事業者なんかも声かけて集まっていただくようなことも想定の中には入っております。何にしてもここは限定列挙で書いているつもりはないので、これ以外のことでも有効に機能するということであれば積極的に取り組んでいきたいと思っております。

それと、かかり木の段取り中の災害に関しては、ガイドラインの中に書き込む方向でちょっと考えたいと思います。

それと、元玉切りの扱いですけれども、今、事務局で相談したのですけれども、法令の禁止事項としては元玉切りは書かないで、現行ガイドラインで禁止ということにしていますけれども、法令上禁止事項が出てくるとガイドラインで禁止という言葉は使いにくいのですが、そこは表現をちょっと工夫するとして、元玉切りに関しては、条件がよくて、相当の技量のある方でないとやってはいけないというような趣旨の書き方にしたらどうかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

それと作業計画でございますけれども、ちょっと計画をつくることに重点が行き過ぎるのではないかとか、現場が混乱するというお話もお伺いしましたので、一旦はこの作業計画がガイドラインか何かで書くような方向にして、今回の結論としては、義務づけはしないと。作業計画がそういうことになりますと、連動している調査・記録でありますとか、作業指揮者も同じようなスタイルになりますが、そういうことで委員の皆様のコンセンサスが得られるのであれば、事務局としては進めたいと思います。

○縄田建設安全対策室長 あと、受け口の20センチのところはまた先生方に御議論いただければと思います。

○広部座長 今、事務局からの提案で、この資料3のほうで言うと、(3)(4)ですね。 調査・記録、作業計画、これらは、ガイドラインでという修正提案がありました。この調査・記録と作業計画というのは、伐木作業についてはかなり目新しいものであるというのは確かなので、ワンクッション置くという委員の方々の意見があるということを踏まえて、当面、ガイドラインとするということです。周知徹底が行き届いてないので、将来、安衛則に格上げするということもあり得ますが、当面、この検討会としてはガイドラインとするということで、まず、その点について委員の方々のコンセンサスを得たいと思いますけれども、特に御異論はないですか。

(「はい」と声あり)

○広部座長 そうしましたら、調査・記録、それから作業計画はガイドライン、通達でい くと。

あと、かかり木の処理ですけれども、これはもう皆さん御存じのとおり、平成14年のガイドラインで禁止事項が5項目定められています。その中のかかられている木の伐倒と浴びせ倒しは禁止にするが、元玉切りについては、安衛則では禁止とは明記しないということです。

ただ、これは私の個人的な意見になりますが、ではどのぐらいの木で、そのぐらいの技量を持っていれば安全と言うのかという点について、私はかなり疑問を持っています。例えば胸高直径で区分するとか、あるいは切るところの高さで制限するとかいうことは、1つ数字として目安はできるのですけれども、技能を持っているかどうかというのは誰がどうやって評価するのか極めて難しい話です。一般的に言うと、胸より高い位置でチェーンソーを使わないというのは基本ですので、まずそれを守ってもらいたい。それより低い位置でしたら、胸に当たることはないでしょう。しかしながら自分の頭より高いところでば

さっと切って、元口が落ちてきて胸に当たって亡くなっているというのは、私は、現にあると思います。こういうことは絶対やってもらっては困る。それは幾ら径級が細くてもやってもらっては困る。だから、そういうものは基本があるのですけれども、その書きぶりについては通達のほうでもう少し整理するということで詰めていっていただければと思います。

あとは、話は戻りますけれども、20センチの件です。これも、平成28年のガイドラインで、胸高直径にかかわらず受け口をつくるのが基本となっています。あと、追い口を入れてクサビで打つというのは示されているとおりで、今さら、そのこと自体について、新たに周知を図るということは考えなくてよい。もう28年のガイドラインで十分私は説明されていると思います。それを周知してもらっていると思っているので、あとは省令としてどこまで書くかというのが論点だと思います。科学的な根拠というのはありますけれども、20センチ以上で事故が起きているのは間違いないので、私はそんなに間違った数字ではないでしょう。むしろそれぐらいの危険意識を持ってもらいたいという意味で、私は、省令化しても何ら問題はなく、これで事故が減ってくれればそれにこしたことはないと、個人的な意見ですけれども、そう考えます。

実際、40センチというのはかなり大きな木で、40センチでいいかどうか。40センチでいいということは、それでは30センチ台もオーケーですよという話になってしまうので、私は、基本的にもっと下げるべきだと思います。この資料に累積の死亡者数のグラフがありましたけれども、こういったものを見ても、そんなに間違った、根拠がないわけではないし、この数字を見る限り、20センチ程度が1つその区分ラインになるのではないかという気がしています。

これは第2回のときにも出ました。受け口をつくるだけではなくて、追い口を入れて、 ちゃんとつるを効かせて倒すということが安全に対する基本的な話なので、こちらについ て、もう全て省令化で私は問題がないと思います。この後、パブリックコメント等でまだ 修正意見が当然出るかと思いますけれども、それはそれで、この検討会の総意としては、 私はそんなに間違ったものではないと思います。

ということで、再度確認ですけれども、まず伐倒についてですけれども、20センチ以上の受け口、さらにつる、それから追い口、これら全部合わせて、まず省令化するということでいいかどうかということです。それから、かかり木の処理については、かかられている木の伐倒と浴びせ倒しは禁止にするけれども、元玉切りについては、安衛則では禁止としない。ガイドラインの扱いも変えるということですね。それからあとは、これは上村委員からあった指導とか研修のときには、立入禁止というものは除外されるということです。これは全ての伐木作業について同じトーンで書いていただければと思います。それからあと調査及び記録と作業計画については、当面、ガイドラインでいくということです。

- ○縄田建設安全対策室長 作業指揮者も。
- ○広部座長 失礼しました。作業指揮者についてもガイドラインでいくということです。

それから、防護衣についてですけれども、使うことについては効果があるというのは間違いない話ですので、これを省令化するという提案について、まず、御異論がないかどうかですね。

それからあと、カリキュラムについては特段なかったかと思います。それから、体系的な取組についてと、あと、その他の関係省庁との連携事業者、発注者への働きかけ、啓発の強化については、佐藤委員からも御発言ありましたので、そのあたりを書き加えていただくということでよろしいかと思います。

○川端委員 ちょっと済みません。伐木の話をさっき言ったのですけれども、後段の4番の「厚生労働省による体系的な取組」、この後、その他の項目で(5)の関係省庁との連携強化、働きかけ。やはり(5)が私は1回目から非常に重要なのではないかと主張してきて、これがその他の項目に入っているというのはいかがなものかと思っております。

先ほど佐藤委員から、厚生労働省の主体的な取組というお話がありましたけれども、今の現状からすれば、厚生労働省さんだけで当然やっていけるものではないですし、関係省庁、特にきょうお見えですけれども、林野庁との連携というのを一層強化していかなければいけないのではないかと思っておりまして、ここの(5)を少し格上げしていただいて、その他ではなくて、4番のタイトル、厚生労働省さんが、ここを書きたいのだというところはあるかもしれませんけれども、例えば、タイトルを変えて、1、2、3と一連のものとして、厚生労働省さんの体系的な取組とこの関係省庁との連携事業者、こういったことが一連のものとしてこの委員会で扱われるようなことを希望しますというか、そうしたほうがいいのではないかと思っています。

それとあと1つだけ、済みません。またこれも言ってきたのですけれども、行政との接触が少ない事業者に対して届くよう周知・指導の徹底を図るというのが非常に抽象的な書きっぷりになっていて、例えばですけれども、私、前回1回目に、地方公共団体の窓口に行って伐採届けなんかを出す事業者がいるので、そういったところを使って何か周知を図れないかという提案をしたと思いますけれども、その上のパラと下のパラをうまくくっつけて、特にそういう、なかなか接触が少ない事業者に対して、上の地方公共団体の取組、リーフレットとかそういったものを一体的に書かれたほうがより、何をしていけばいいのか、そういうことも必要なのではないかというのが見えるのではないかとちょっと思っておりましたが、大変恐縮ではございますけれども、オブザーバーで林野庁さんがいらしているので、その辺はいかがなものか、ちょっと御意見を伺いたいものだと思っております。〇中野技術審査官 伐採届けの扱いはちょっと検討したいと、書きぶりを考えたいと思います。それと、関係省庁の(5)のところですね。一つのアイデアとしては、4が厚生労働省の取組で、その次に5として関係省庁と書き込む方法もございますけれども、それだといかがでしょうか。

- ○川端委員 なんかそれぞれという感じがしますね。
- ○縄田建設安全対策室長 4と(5)を一つにして、タイトル、どうするかはありますけ

れども。

○川端委員 一つの大くくりで、もう一体的に、厚労省と関係者が一緒にやっていくのだというのが少し見えるようにしたほうがいいのではないかという提案ですけれども。林野庁さんが嫌がるかもしれないですけれども。

○山根室長 川端委員からの伐採届けの窓口を活用して周知を図ることについては、庁内 関係課と調整を進めたいと思っております。

あと、少しだけよろしいですか。

- ○広部座長 どうぞ。
- 〇山根室長 教育の充実のところで、第1回目のときに伐木の練習機の話題や片桐委員からもトレーニング手法の標準化のお話もありました。今の特別教育の実技教育でどこまでされているのか、詳細に承知していないのですけれども、その後の技能の向上に向けた練習方法を特別教育の実技教育の中で実施するとか、この手法でこの後も技能を研鑚してくださいというような教育を特別教育の中でもおこなっていただきたい。実際、安全衛生団体、林災防さんが行う場合も多いかと思いますので、実技教育の面の強化をお願いしたい。

あと、文章の表現で、8ページの3の(2)の3段落目で、フォレストマネージャーですとかフォレストリーダー、「緑の雇用」事業での研修修了者のことを書いていただいているのですけれども、正確な表現にしていただけたらということと、全部又は一部省略化との関係をお聞かせいただければと思います。

- ○広部座長 ありがとうございます。どうぞ。
- ○高木委員 先ほど、作業計画の作成が省令ではなくガイドラインにするという話がありました。そうしないと現場が大変ではないかということも理解できる面はあります。ただ、それを除くと、今回の改正が伐倒の方法、かかり木処理など、立木をいかに伐倒していくかが中心となります。しかしながら、例えば待避距離を2倍以上とりなさいというのは、正しい作業計画がなければ実現は難しいのではないかと思います。他産業を見ても、作業計画を立てると言うのは作業の基本です。やはり正しい作業計画が必要です。2倍の待避距離をとるにはどのような作業計画が必要なのか。そういうところに力点を置いていかなければならないと思います。
- ○広部座長 作業計画というのは個々の木の話ではなく、今の話は、どちらかというと、朝のツールボックスミーティング等で、また危険予知でやるべき話かなと思います。作業計画というのは、ある程度の面域範囲を持って、どういう順序で切り倒していくか、倒す方向はどっちで、あとは待避の場所と、傷病者が出たときの搬送の方法、また連絡の方法というような割と大きなくくりだと私は理解しているのですけれども。
- ○高木委員 僕は逆に、ツールボックスミーティングで2倍離れなさいといっても、計画 段階で、計画に応じた人員配置、伐倒の順序などが定まっていなかったら、それは酷な話 ではないかと思います。
- ○縄田建設安全対策室長 高木先生がおっしゃるように、作業計画は非常に大事だと思っ

ていまして、私ども、事務局としては、本当は、先生方が同意できるのであれば、省令できちっと手当てしたいと考えておりましたけれども、今、実はガイドラインにもないのですね。作業計画については。ですから、川端委員などがおっしゃったように、まずはガイドラインレベルできちっとこの作業計画を実体あるものにして、それから省令と、まさに川端委員がおっしゃるのが実態に合った普及かなあと思っていまして、先生方もそれでいいとおっしゃっているので今こういう議論になっているのだと思います。高木先生がおっしゃるように、作業計画が大事だということは我々も本当にそう思っておりますので。

- ○高木委員 了解しました。
- ○縄田建設安全対策室長 報告書にもきちっと、作業計画の充実については書きたいと思います。
- ○広部座長 それに関しては、実は調査と記録がすごく大事だと私は思っていまして、どういう木が生えているのか、どこに生えているのか、どういう傾斜なのか、ここは水が出る場所なのか、ガレ場なのか、あとは、つるが絡んでいるか、損傷木があるか、そんなのは作業に入る前にある範囲において調査して記録すべきであり、これは当然やるべきことだと私は思っています。それがあって初めて、作業当日のツールボックスミーティングで話ができる。話をするネタのために必ず調査と記録はしなくてはいけないと思うのですけれども、それを今回の委員の皆様の意見としては、いきなり省令ではなくてということで、まずは周知、必要性を皆さんに周知してもらうという意味で、ガイドラインでもよろしいのではないですかという意見ですね。必要性があるということは、多分皆さん思っておられる話だと思います。私はどちらかというと、調査・記録のほうが大事だと思っているので、ぜひともこれは強い意味で、周知徹底だけでなく、実際に実行してもらいたいと思います。

そうしましたら、先ほどからの繰り返しになりますけれども、今、修正意見が出た点について。

○佐藤委員 ちょっと3つ確認を。先ほど言った、20センチ未満の立木に対しての対策を図っていただけるかどうかということと、かかり木処理でかかっている木の元玉切りは林災防の中で禁止ということの理解でいいのですよね。そういう周知が図られている中でこれだけ落とすというのだったら、その20センチの受け口と一緒で、科学的根拠だとかそういうものが必要だと思うので、私はこれを、いわば逆に言うと浴びせ倒しで安全に外せるというような方も、いるかいないかわかりませんけれども、そういう話になってしまうので、これは落とすかどうかということに対しては反対の意を表明したいと思います。で、技能講習は載せないと、これには書かないという理解でいいのですか。

- ○中野技術審査官 20センチ未満は当然対策はやります。何もしないということはいけませんので。
- ○広部座長 今、伐木のガイドラインで、径級にかかわらず全て書かれているので、何も 対策されてないわけではないということです。

- ○佐藤委員 20センチ以上というところになると、という意味で。
- ○広部座長 省令の話はね。だから、20センチ未満についてもガイドラインが適用される ということで、そういう理解になるかとは思いますけれどもね。省令としてというか、安 衛則として20センチ以下について手当てしないのかと言われると、今の案では手当てはし ないという話になるということですね。

そうすると、元玉切り、確かにこれを省令から外す、これだけを外すとなったら、この後、ガイドラインも書き直さなくてはいけないし、あと、関係する細部規定のほうでも書き直しが必要かというお話になりますけれども、このあたりは後の処理があるかと思いますけれども、その中でよろしくお願いしたいと思います。

どうぞ。

- ○大屋委員 質問ですが、伐倒の①の胸高直径20センチ以上という話ですが、現場のほうからは、この胸高直径20センチというのが、胸の高さが20センチであって、実際の切り口は20センチ以上になっているので、なぜ胸高、前から胸高直径40センチ以上という基準もあったのですが、本来ならば切るところが20センチ以上でないといけないのではないのでしょうか。
- ○中野技術審査官 省令上は胸高直径と伐根直径と書き分けていまして、その40センチになっているかどうかという判断は、胸の高さでやるということになっているのですけれども、そのほうが合理性があるというか、判断がしやすいからということだろうと理解しています。
- ○大屋委員 これまた屁理屈みたいですけれども、胸高直径が19センチだったらどうなるのとか。
- ○中野技術審査官 19センチだったら法的な義務はかからないということになりますね。 ただ、やったほうがいいかどうかというのはまた別の話ですので。それと、伐根直径です と、このように広がっていくわけですから、どこを評価すればいいかというのがわかりに くい。胸の高さぐらいになると大体垂直になっているので直径の評価もしやすいという点 もあるのかなと。
- 〇片平委員 理屈をこねるわけではないですけれども、20に線を引いてもらうと、胸高直径20というと、3メートルいって、柱がとれるところなのですね。そこから下の径のものというのは余り用材としてはなりにくいというような理屈をつければ、20で切るのは。本当はもっと細いのからしっかり受け口、追い口をつけなければだめですよ。最低やってもらいたいのはそこからかなと。要するに斜め切りでやるから。それは禁止ですよね。それがどこにしようかという話ですけれども、本来はやはり、幾ら細くても受け口、追い口をつくらなければならないし。それから、最低20だと柱材としてとれる径になってくるから、広葉樹だと何だと言われてしまうかもしれないですけれども、針葉樹の場合にはそういうことで、逃げられると言うとおかしいですけれども、理屈づけはできるかなあと。
- ○市原委員 作業計画につきまして、省令でなくてガイドラインということで結論が出ま

したが、御参考までということでお話しさせていただきます。

私自身、平成23年から26年まで、関東甲信越の安全管理者をしていたわけでございます。 管内の会員事業所に安全パトロールということで、毎年度数十カ所、事業所を安全パトロールに行っていました。この経験を踏まえて、事業所によっては作業計画書を作成して、安全作業の確保につなげているという事例がございます。具体的には、作業計画書を作業現場に掲示しているわけです。一般的に、作業計画書のほかに担当者も入った安全衛生管理体制図、それから災害時の緊急連絡体制図、これも掲示されております。

そして、共通のパターンとして、あと安全衛生旗とか関係標識、これらも同じ箇所に掲示されている。作業計画書の記載項目は、具体的には、所在地、事業内容、使用するチェーンソーとか、そういう工具の関係、あと作業工程、施工期間等がちゃんと書いてございます。安全関係では、始業時、終業時のツールボックスミーティングのやり方、ヒヤリハット報告とかKY活動の関係、合図の方法、緊急事態が発生した場合の対応の方法、これらもちゃんと掲示している事業所がございます。

ちなみに、こうした事業所は現場安全パトロール実施時点で、相当の期間、無災害を続けているということでございます。紹介までということでお話しさせていただきたいと思います。

○広部座長 ありがとうございました。

そうしましたら、およそ皆さんの御意見が出尽くしたと思いますので、このあたりで、 きょうの修正意見、提案プラス修正の御提案を含めて再度確認ということで、資料3の概 要でごらんください。

まず、(1)の伐倒については、胸高直径20センチ以上で受け口をつくり、さらにつるを残して追い口を切って伐倒するというこの一連のものをまず省令化するということでよろしいですかというのが1つですね。

それから、次にかかり木処理ですけれども、まず禁止事項で、かかられている木の伐倒、 浴びせ倒しは省令化。玉切りについては、安衛則の条文としては明示しないで、通達のほ うで手当てをする。現在のかかり木のガイドラインの修正も含めて手当てするということ ですね。

それから、(3)と(4)合わせてです。調査・記録、それから作業計画、それともう一つ、(5)作業指揮者。今、この概要では省令として提案されているものは全て通達にする、ガイドラインにするということの扱いにします。将来的に定着を図られた時点で省令化することも要検討という書きぶりにするということです。

それから、防護衣については、基本的には着用は省令。ただ、まだ若干調べなければいけない部分は残っているということのようですので、この防護ズボンとチャップスの要件については再度。

どうぞ。

○縄田建設安全対策室長 防護ズボン、チャップスについては、恐らく通達の中で、JIS

規格に準拠したものが望ましいということをさらっと書くような形でイメージしています。 ○広部座長 わかりました。ということで、通達のほうで書き加えていただくということ です。

それから、裏返してもらって、2の教育についてはほぼこのとおりで、(1)が統合、(2)が特別教育の充実、さらに(3)が作業指揮者のカリキュラム、(4)(5)が、従事者教育ですので再教育ですけれども、これらはこの提案どおり。

それから、3の「体系的な取り組み」について、これは川端委員から意見がありましたが、その下の4の(5)の関係省庁等との連携という、これも含めて、もっと大きな意味で、業界含めて、技術官庁としての林野庁含めて、厚労省とタイアップして全ての周知徹底を図る、またはパトロール、説明会、指導を図るということを3の「体系的な取り組み」、これは表題は変わるかもしれませんけれども、そういう形で、3のところに書き込む。

4の「その他」については、特段皆さん御意見なかったので、(1)から(4)まではこのとおりということで、特段それ以外に御意見がなければ、今私が言いましたような方向でとりまとめ、報告書の修正ということになりますけれども、ということでよろしいかどうかということです。

- ○川端委員 その他の(1)番は、先ほどの作業計画、調査・記録の扱いと連動した記述に少しなるのでしょうか、ならないのでしょうか。この伐木作業と変わらないことからというのが省令化を前提としてつくられているので、そうすると、車両系のほうは省令で定められているところに加えるという形になりますけれども、そこは少し何か、伐木の扱いにかかわらず、この省令にこの項目を追加するという位置づけになるのでしょうか。
- ○縄田建設安全対策室長 私の感じでは、車両系木材伐出機械の作業計画には、本来、応急の措置だとか傷病者の搬送の方法なんかはあっていいものだと思っていますので、伐木についてはガイドラインに落としますけれども、車両系についてこの2つ、応急の措置と搬送の方法を加えていいということで、先生方、合意いただければ、私は省令改正したいと思いますし、こういうのが省令に入ると何か困るのだというような理由があれば、ここの部分はいじらないという手もありますけれども、私としては、車両系の中に入れることはそれほど大きな間違いではないのではないかという感じはしております。よろしいでしょうか。
- ○川端委員 私も、そこはそういうことでよろしいのではないかと思って。ただ、ちょっと書きっぷりがね。
- ○縄田建設安全対策室長 というのは、ガイドラインのほうで、今度、伐木の作業計画についてかなり書きますので、その中には当然、応急の措置とか搬送の方法も入ってきますので、ガイドラインでそういうのが入っていて省令のほうに抜けているというのも変な感じなので、この際、書く項目としては、応急の措置なんかはガイドラインでも省令でもきちっと書いていくと。
- ○広部座長 ということで、4の「その他」の(1)の車両系木材伐出機械等の作業計画

の中に、今幾つか示すべき事項というのがありますけれども、そこに応急措置、傷病者の 搬送の方法というのを追加するということで、これも提案どおりということにしたいと思 います。

そうしましたら、あとは通達にした場合の書きぶりだとか、かなりこの後詰めていただく部分が残ると思いますけれども、そのあたりは、あと対応される、特に詳しい委員の方々と御相談するにしても、およそ今まとめた方向で座長のほうに一任していただけるかどうかということですけれども、よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

- ○川端委員 パブコメ後の扱いについてはどのように、この委員会のほうで何か処理を、 それも全て含めて座長一任という形ですか。
- ○中野技術審査官 あくまで検討会は検討会として結論をいただいて、筋論から言えばそこまでですので、その後、行方を見守っていただくという意味で、広部先生に御相談させていただくと。
- ○川端委員 ちょっとしつこいようですけれども、パブコメをやって、現場の判断を待と うという最初の項目のところがあって、どういうのが出てくるのかわからないですけれど も、そこはそれを見て座長に一任という形になるのでしょうかね。
- ○中野技術審査官 はい。もちろん、必要に応じて委員の皆様にも御相談していく機会も あるかもしれませんので。
- ○広部座長 ということで、今の話はパブリックコメントも当然踏まえて、その後該当する委員の方々に再度お話が行くかもしれませんけれども、基本的には座長一任でお任せいただけるということで、御異議なければ、きょうの検討会の議論は終了させていただきたいと思います。

そうしましたら、議題2の「その他」ですけれども、これは何か事務局から。

○縄田建設安全対策室長 今後の予定につきまして、現時点の私どもの考えていることを 御紹介させていただきたいと思います。

まず報告書でございますけれども、きょうはいろいろ修正の御提案もいただきましたので、一回全部書きかえて、先生方に一度見ていただいて、最後は座長一任という形にさせていただきたいと思いますが、3月中旬ぐらいをめどに、できれば報告書を公表したいと考えてございます。その後、この報告書に沿って、労働安全衛生規則、それから特別教育規程等の改正の準備を進めまして、これらについて、6月か7月ごろになると思いますけれども、パブリックコメントというものをやって、さらに必要な修正等を加えまして、秋口、多分9月ぐらいになると思いますけれども、労働政策審議会安全衛生分科会というところで別途労使に入っていただいて御審議をいただいて、順調にいきましたら、10月ぐらいに省令公布、省令改正の公布ができるようにしたいと考えてございます。

施行については、早くできるものについては平成31年4月1日にしたいと思いますけれども、教育等、多少準備が必要なもの、あるいは現場の混乱を招かないために猶予すべき

もの等がありましたら、それは適宜適切な猶予期間をもって、現場に混乱がないように施 行してまいりたいと考えてございます。

その他、ガイドラインですとか通達等いろいろ今回の報告書に沿って変える必要が出てきますので、これらについても省令改正等とあわせて作業を進めていきます。先生方にもいろいろまた御意見をお伺いすることもあろうかと思いますが、どうぞ引き続きよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

- ○広部座長 そうしたら、今の「その他」について、何か御質問ありましたらお願いしま す。
- ○上村委員 20センチが妥当かどうかのパブリックコメントもこの 6 月以降ということですね。
- ○縄田建設安全対策室長 そうです。同じタイミングで。
- ○広部座長 そうしましたら、きょうの検討会の議事は全て終了ということです。 3 回に わたって、お忙しい中、皆さん御協力いただき、ありがとうございました。大変お疲れさ までした。

最後に一言。安全な伐木作業というのは、伐木作業者の安全の意識の向上と安全な伐木技術の習得、その2つが必要です。不可欠であるというのは言うまでもないですけれども、それらは初任者、特別教育のレベルだけで必要なわけではなくて、就業中の方、さらにベテランの作業者も含めて、就業中教育として、特別教育と同様に、安全意識の向上と安全技術の習得というのは進めていっていただかなければいけない。事故が必ずしも初心者だけで起こっているわけではなく、再教育の必要性というのは、これも第1回、第2回の検討会で皆さん御発言になったとおり、私たちも共通認識として持っていると思います。今回、再教育のカリキュラムの御提案もありますけれども、そのあたりもまずは進めていただきたい。それと、伐木作業者全員の受講というものも進めていただきたいというのが1つ。

それともう一つ、予算措置ということで、これは再教育の枠内でなくて、それを超えた部分、かなりレベルの高いものという、その研修会の実施であったり、またその研修会の指導者の養成であったり、そういった現行の制度を超えた部分については予算化することもあり得る、でき得るということですので、林野庁さんとお話ししていただいて、ぜひともよりレベルの高い技術者の養成ということを真剣に考えていただきたい。指導者も含めて技術者の養成ということを考えていただきたい。そのための事業化、予算化というものをぜひともやっていただければと思います。

そうしましたら、きょうの議事は全て終わりましたので、進行を事務局にお返しします。 〇縄田建設安全対策室長 本日の議事録については、後日、各委員にお送りいたしますの で、御確認をお願いします。

最後に、井上安全課長から閉会の御挨拶を申し上げます。

〇井上安全課長 きょうはちょっとおくれまして申しわけございません。国会対応がございまして。

委員の皆様方には、昨年の11月から、この検討会、3回にわたって御参集いただき御議論いただき、本当にありがとうございました。

林業の労働災害防止につきましては、厚生労働省としても重要な課題だと思っておりまして、平成27年にはチェーンソーの伐木ガイドライン、それから平成25年には車両系木材 伐出機械に係る安全衛生規則の改正とか、そういったことをやってまいりました。また、 林野庁、それから林業関係団体の皆様の御尽力によりまして、チェーンソー作業での防護 ズボンであるとかチャップスの普及についても、林業現場での普及が進みまして、安全対 策、安全水準向上しておると考えております。

ただ、チェーンソー作業、特に立木に激突されるような災害というのがなかなか大きく減少してないという現状でございましたので、今回検討会で幅広く御意見賜りまして、安全性規則の改正まで踏み込んだような内容でまとめていただいたと考えております。

間もなく策定されます第13次の労働災害防止計画の中にも、12次災害防止計画ではなかったのですけれども、林業を重点業種として追加いたしました。これからいろんな対策を打って、その周知徹底について、林野庁さん、それから自治体とか関係団体、連携をとってやってまいりたいと考えております。

この13次防、5年間続きますけれども、その最終年度には十分成果が上がったというような御報告をできるように、評価できるように、今回とりまとめていただきました報告も踏まえた形で、それからいろんな御意見もいただきましたので、そういったことも踏まえまして今後具体化をしてまいりたいと考えております。

最後に、改めまして、広部座長を初め委員の皆さん方には本当にありがとうございました。御礼申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。本当にどうもありがとうございました。